別表十一(一の二) 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第52条第2項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》又は措置法第57条の10 《中小企業等の貸倒引当金の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりません ので、ご注意ください。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄(「1」から「20」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

| 欄 | 記載要領 | 注意事項 |
|------------|--|---|
| 「当期繰入額 1」 | 当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。 | この金額には、貸倒引当の 金として繰り入れたもの名 まか、会社計算規則第5条 第4項に規定する金 能見込いら強力を をを の額とといする を を を を を を を を を を を を を を を を を を を |
| 「法定の繰入率 5」 | 分子の空欄には、中小法人が貸倒引当金の繰入限度額を 計算する場合の繰入率を、措置法令第33条の9第4項各 号に規定する法定の繰入率による場合に、その営む主たる 事業の区分に応じて、次の数を記載します。 卸 小 製 金 保 割 小 そ 事 融 険 | 「中小法人」とは、「期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社」以外の法人をいいます。 「卸売及び小売業」には、飲食店業及び料理店業を含みます。 「製造業」には、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。 「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業及び、割試販売小売業及び |

| | 欄 | 記載要領 | 注 意 事 項 |
|---------------|--|---|---|
| | | | 割賦購入あっせん業をいいます。 注 「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第2条第1項第1号《定義》に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「割賦購入あっせん業」とは、同条第3項第1号又は第2号に規定する割賦購入あっせんを行う事業をいいます。 |
| 「繰 | 人限度額 6」 | 次の法人の区分に応じて、それぞれ次により記載します。 (1) 大法人の場合 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5)) (2) 公益法人等・協同組合等以外の中小法人の場合 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5))」の計算は、貸倒引当金の 繰入限度額を計算するときの繰入率を次のいずれによる かに応じ、それぞれ次によります。 ①「貸倒実績率3」による場合 | (1) 「大法人」とは、期末 における資額が 1 億円 を出資金の額が 1 億円 を超える普通法人定す に超足険業法に規外 に保険社及びす。 (2) 一名貨額の計算に 係度額の計算に 係及額の計算に 係及額の計算に 係及額の計算に 場入率 3」によるか「よるか」 人の選択によります。 |
| | - 益法人等・協同組合等の 入限度額 7」 | 公益法人等及び協同組合等に限り、次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 (1) 「貸倒実績率 3」による場合 $((2)\times(3)\times\frac{116}{100}) \ $ | |
| | 各欄共通 | 各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。 | |
| 「貸倒実績率の計算」の各欄 | 「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額9」 | 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 又は各連結事業年度が次に掲げる区分のいずれであるかに 応じ、それぞれ次の額の合計額を記載します。 (1) 当該各事業年度が平成14年8月改正前の令第96条 第2項第1号の規定の適用を受ける事業年度(具体的に は、平成15年3月30日以前に終了した事業年度がこれ に当たります。以下「平成14年旧令適用事業年度」と いいます。) である場合 当該事業年度分の別表十一(一の二)の「期末一括評価 金銭債権の額22」の「計」 (2) 当該各事業年度又は各連結事業年度が平成14年8月 改正後の令第96条第2項第1号の規定の適用を受ける 事業年度又は連結事業年度(具体的には、平成15年3 月31日以後に終了した事業年度又は連結事業年度がこ | 当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額26」の「計」の金額を記載します。 |

| | 橌 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|--------------|--|--|--|
| | | れに当たります。以下「平成 14 年新令適用事業年度」 といいます。) である場合 当該事業年度又は連結事業年度分の別表十一(一の 二)の「期末一括評価金銭債権の額 26」の「計」 | |
| 「貸倒実績率 | 「令第 96 条第 2 項第 2 号イの貸倒れによる損 失の額の合計額 11」 | 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 又は各連結事業年度が次に掲げる区分のいずれであるかに 応じ、それぞれ次の額の合計額を記載します。 (1) 当該各事業年度が平成14年旧令適用事業年度である 場合 平成14年8月改正前の令第96条第2項第2号イに掲 げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れ による損失の額の合計額 (2) 当該各事業年度又は各連結事業年度が平成14年新令 適用事業年度である場合 令第96条第2項第2号イに掲げる売掛金、貸付金そ の他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の額の合計額 | 当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の額を記載します。 |
| の計算」の | 「損金の額に算入された 令第96条第2項第2号 口の貸倒引当金勘定の 金額等の合計額12」 | 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 又は各連結事業年度が平成14年旧令適用事業年度又は平成14年新令適用事業年度である場合には、当該事業年度 又は連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失 の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計 額により計算した金額を記載します。 | 当期が設立事業年度である場合には、当期の別表 十一(一)「19」の「計」の 金額を記載します。 |
| 各欄 | 「益金の額に算入された 令第96条第2項第2号 二の貸倒引当金勘定の 金額の合計額14」 | 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 又は各連結事業年度が平成14年旧令適用事業年度のうち 最初の事業年度以外の事業年度又は平成14年新令適用事 業年度である場合には、益金算入額と別表十一(一)の「23 又は24に金額がある場合の22の金額25」の「計」のうち 少ない金額の合計額により計算した金額を記載します。 | |
| | 「益金の額に算入された 令第96条第2項第2号 への貸倒引当金勘定の 金額等の合計額16」 | 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 が平成14年旧令適用事業年度である場合には、平成14年 8月改正前の令第96条第2項第2号ニに掲げる金額の合 計額により計算した金額を記載します。 | |
| [] | 「一括評価金銭債権の 明細」のうち「勘定科 目」 | 売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等 を、その勘定科目ごとに記載します。 | |
| 括評価金銭債権の明細」の | 「期末残高 21」 | 売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不 能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載 します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人で あっても、消費税込みの決算計上額を記載します。 | 取立不能見込額が売掛 債権等の種類ごとに区分 されていない場合には、そ の取立不能見込額を「勘定 科目」に「取立不能見込額」 と記載し、その金額を「期 末残高 21」に一括して記 載します。 |
| 各欄 | 「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額 22」 | 法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務 計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失と したもののうち税務計算上貸倒れとして認められないもの がある場合に、その期末現在高を記載します。 | |

| | 欄 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|--------------|---|---|--|
| 「一括評価金銭 | 「21」のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額23」 | 「期末残高 21」のうちに、例えば、海外投資等損失準備金の積立ての対象とした特定法人に対する債権などが含まれている場合に、その金額を記載します。 | |
| | 「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 24」 | 別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額 6」の合計額を記載します。 | |
| 債権の明細」の各欄 | 「実質的に債権とみられないものの額27」 | (1) 措置法第57条の10第1項及び措置法令第33条の9第3項の規定による簡便計算法(以下(2)において「簡便計算法」といいます。)を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2) 簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額32」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。 | |
| 質のの | を準年度の実績により実 的に債権とみられないも の額を計算する場合の明 の各欄 | 中小法人が措置法第57条の10第1項及び措置法令第33条の9第3項の規定による簡便計算法を選択した場合に、記載します。 | |
| 成 に ー: | 成 10 年 4 月 1 日から平 12 年 3 月 31 日までの間 開始した各事業年度末の 活評価金銭債権の額の合 額 29」 | 中小法人が平成 12 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において措置法第 57 条の 10 第 1 項の規定の適用を受ける場合に、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。 | 平成10年4月1日に存 する1日後平成13 年3月31日までの間格の間に合併での 10年4月後平間に合併での間格の間に合併での 10年4月後平間に合併で 10年4月後半間に合併で 10年4月後半月での 10年4月の間格の 10年4月の間格の 10年4月の間格の 10年4月の間格の 10年4月の |

| 欄 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------------------------------------|--|--|
| 「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額30」 | 平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額27」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。 | 「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。 |

4 根拠条文

法 52、令 96~98、規則 25 の 2~25 の 4、措置法 55、57 の 10、措置法令 33 の 9